

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊26)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 — ページ

教育委員会

- 福岡市立学校施設使用規則の一部改正（規則第 9 号）…………… 1
- 福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
（規則第10号）…………… 3
- 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する
規程の一部改正（訓令第 7 号）…………… 3

教育委員会

福岡市立学校施設使用規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 9 号

福岡市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

福岡市立学校施設使用規則（昭和28年福岡市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「午後 6 時」を「午後 5 時」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学校施設の使用申請及び許可については、学校施設開放事業管理システムを利用する方法によることができる。

第 8 条第 1 項中「終わった」を「終えた」に、「速かにそのなした特別の設備を撤去して」を「速やかに」に、「清掃して職員に引継がねば」を「清掃しなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式

福岡市立学校施設使用許可申請書						
申請者				提出年月日	年	月 日
所在地				許可番号	第	号
団体登録番号 No.				許可年月日	年	月 日
団体名						
代表者氏名				TEL —		
会場責任者氏名				TEL —		
使用目的						
使用学校名		福岡市立 小・中・特別支援・高等 学校				
下記の定期使用以外	使用年月	年 月				
	使用日時	使用する施設				使用料
	1	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場	円
	2	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	3	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	4	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	5	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	6	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	7	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	8	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	9	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
	10	日(曜)【 時間】 時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館 (空調使用: 時~ 時)	2 校庭 (照明使用: 時~ 時)	3 柔剣道場 4 教室 (室)	円
				使用人員	人/回	月 計
以下の欄は、公民館サークルが学校施設の使用を申請する場合に記入(ただし、講堂兼体育館の空調又は校庭の夜間照明を使用しない場合に限る)						
定期使用	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	使用日時	使用周期	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 毎月 日			
	使用日時	使用時間	時 分から 時 分まで(時間/回)			
使用する施設		1 講堂兼体育館	2 校庭	3 柔剣道場	4 教室(室)	
備考						
上記のとおり使用許可を申請します。 なお、使用に際しては、福岡市立学校施設使用料条例及び福岡市立学校施設使用規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。 (宛先)福岡市教育委員会教育長						

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第10号

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項並びに第5条第2項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第 7 号

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

別表放課後こども育成課の項を次のように改める。

放課後 こども 育成課	放課後 児童育 成係及 び指導 係の職 員並び に主査 (運営 支援担 当)	4	38時間 45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	正午から午後 1時まで	日曜日及び 土曜日とす る。
				B	午前 9 時15分から 午後 6 時まで		
				C	午前10時15分から 午後 7 時まで	勤務時間の途 中において 1 時間を与える。	

